

2 生命のにぎわいとつながり・その恵みを未来へ

～生物多様性の保全・再生と持続可能な利用のための取組～

自然界ではその場所の環境と歴史に応じて、多様な生物が生きています。数えきれないほどの生物種が、場所に応じた様々なつながりを持ちながら、地球の環境を支えています。自然がつくりだしたこの多様な生物が存在することを「生物多様性」と呼びます。生物多様性は、生命のにぎわいとつながりとも言えるでしょう。

県では生物多様性の保全のために、これまで自然公園や自然環境保全地域等の指定、レッドデータブックの作成、外来種対策などを行ってきました。

しかしながら、これらの施策を個別に実施するよりも、それぞれの地域の実態に応じ、総合的に実施することにより、より大きな効果を得ることができます。そこで、以下のとおり、生物多様性に関する地域戦略を策定することとしました。

(1) 「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」策定に向けて

ア 世界や国の取組

自然環境は、人々の生活・文化の基盤であり、人・自然・文化が一体となった健全な生態系は、多種多様な生物とそのかかわりの連続性によって維持・継承され、豊かな人間社会を育んできました。この大切な生物多様性と生態系を守り伝えるため、4年にブラジルで開催された地球サミットでは、「気候変動枠組条約」とともに「生物多様性条約」が採択され、遺伝子、種、生態系の3つのレベルの生物多様性の保全・再生が謳われました。日本は、5年にこの条約に加盟するとともに、7年には条約の規定により「生物多様性国家戦略」を策定しました。14年には国家戦略の見直しを行い、「新・生物多様性国家戦略」を策定しました。



大房岬（南房総国立公園）

南房総の海岸は、砂浜、磯、断崖などとても変化に富んでいて、南房総国立公園に指定されています。大房岬もその一部です。ビジターセンター、少年自然の家、キャンプ場など、自然との触れ合いの場として整備されています。



梅ヶ瀬溪谷（自然環境保全地域）

養老川支流の梅ヶ瀬川の源流部、大福山の南側に位置する溪谷で、県が自然環境保全地域に指定しています。房総丘陵を代表する溪谷の自然を見ることができます。ハイキングコースもあり、特に秋の紅葉のシーズンはハイカーで賑わいます。

イ 千葉県における生物多様性の状況

千葉県は、黒潮、親潮の影響によって南北の動植物が出会い、多様な水環境と温和な気候、肥沃な土壌条件にも恵まれ、きわめて豊かな生物多様性を有してきました。この恵みは、3万年以上の人々の生活・文化を支えつつ、人と自然が調和・共存し、自立し循環する世界にもたぐい希な豊かな里山・里海の生態系を育んできました。

しかしながら、近年の急激な人口増加に伴う都市の拡大、埋立・開発やゴミ問題、農林漁業の変貌等により、自然環境は悪化し、生物多様性も急速に低下しつつあります。すなわち、郷土の生物種の絶滅をはじめ、外来種の侵入や鳥獣被害の増大、また、ふるりの生活・文化の消失や農林漁業・観光等での経済的損失、さらに教育面では子供を取り巻く自然環境の減少や人の健康被害等、千葉県の現在及び将来に対し多くの問題を生じています。



東京湾奥部に残された貴重な干潟・浅海域（左：三番瀬、右：谷津干潟）

東京湾の干潟・浅海域は、そのほとんどが1960年代から1970年代にかけて埋め立てられ、工業用地や住宅用地として開発されました。干潟と浅海域は、底生生物、魚類、鳥類などの重要な生息地です。特に、カモ類、シギ・チドリ類は、はるばる海外から三番瀬や谷津干潟を目指して渡ってきます。

○三番瀬は、浦安市、市川市、船橋市の3市に三方を囲まれた、面積約1,800haの干潟と浅海域です。現在、その生物多様性を回復させるための取組が行われています。

○谷津干潟は、習志野市の中に埋め残された面積約40haの干潟です。国設の鳥獣保護区に指定されており、ラムサール条約の登録湿地でもあります。

これらの問題に対して、国は国家戦略に基づき各種施策を進めています。しかしながら、

- ①絶滅危惧種、外来生物等の状況は、必ずしも好転に結びついていない
- ②国の施策は、保護種の選定、防除する外来生物等、本県の実態に照らして必ずしも十分なものとはなっていない

という現状があり、さらに本県特有の生物多様性の恵み（里海や里山、谷津田の自然等）を持続的に利用するための施策が求められています。

生命のにぎわいとつながりの保全・再生は、食料等の資源の確保にとどまらず、水や空気、身体や心の健康等、人々の生きる環境のみなもとです。この生物多様性の恵みを、子供たちに伝え、長く未来に引き継いでいくため、今まさに早急の対応が求め

られています。

ウ 「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」とは

千葉県における、私たちの暮らしとともにすべての生命（いのち）のいとなみとしての生物多様性の実態を明らかにし、その保全・再生についての施策の方針と取組を示すものです。生物多様性の保全には、県だけでなく、県民、NPO、市町村、企業、大学等の研究機関など多様な主体の取組と協働が必要です。

具体的内容としては、生物多様性の現状と課題、生物多様性の保全に向けた原則、生物多様性の保全に向けた施策、実施体制の整備等を検討していきます。

エ 戦略の策定手順

・タウンミーティングの実施

戦略の策定に当たっては、広く県民の意見を聴いて、生物多様性が保全されている現場、あるいは損なわれている現場、それぞれの実態を把握した上で、各地域の課題は何かを知る必要があります。そのため、広く呼びかけを行って、それに応じていただいたNPO等によりタウンミーティングの実行委員会を組織していただき、18年10月から地域ごとのタウンミーティングがスタートしました。



タウンミーティングの様子

・「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」 専門委員会

戦略の策定に当たっては、生物多様性に関する現状を把握し、その中から課題を抽出して、その解決策を検討する必要があります。そのため、18年10月に学識経験者などからなる専門委員会を設置して検討を行うこととしました。

・今後の手順

タウンミーティングにおける県民のご意見及び「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」 専門委員会による検討を踏まえ、さらに幅広く各方面の方々のご意見を伺いながら、県民とともに戦略を作成します。

(2) 生物多様性保全のための施策

生物多様性保全のためには様々な取組が必要です。戦略策定のほかに、現在県が実施している代表的な取組は次のとおりです。

ア レッドリスト（動物）の見直し



シャープゲンゴロウモドキ

体長3cmほどの大型のゲンゴロウの一種です。氷河期の遺存種と考えられています。1960年以降絶滅したと考えられていましたが、1980年代に房総半島や能登半島で再発見されました。しかし、現在も絶滅のおそれがあることから、県レッドリストで最重要保護生物に選定されています。

生物の多様性を維持・保全するために、特に保護に配慮する必要がある野生生物を選定し、保護の在り方などを明らかにした「千葉県レッドデータブック」動物編を12年に発刊し、17年度にはその見直しを行いました。

12年の作成時には選定対象としていなかった上部浅海帯（潮下帯）の海産貝類を対象に含め、その多くが保護に配慮が必要として選定されたこともあり、全体として選定種は増加しています。脊椎動物234種、無脊椎動物640種の合計874種が選定されました。これは千葉県におけ

る在来の脊椎動物の約45%、無脊椎動物の約11%が選定されたこととなります。また、カテゴリーX（消息不明・絶滅生物）に選定されたのは74種、カテゴリーA（最重要保護生物）に選定されたのは225種で、多くの種が絶滅の危機に瀕しています。

イ 里山保全の取組

県では、荒廃した里山を県民や里山活動団体、市町村等が一体となって、自然豊かな里山を次世代に引き継ぐこと、その為には生物の多様性を維持・保全することが大切であることから、15年5月に「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」（略称：里山条例）として決めました。

里山条例では、里山の大部分が民有地であることから、土地所有者と里山活動団体、双方が安心して里山の整備や活用に取り組めるよう「知事の里山活動協定の認定制度」を設けており、この普及を図るため、県内各地でフォーラムなどを開催



里山フェスティバルでの1日里山体験

下草刈りなどの里山活動をとおして広く里山の保全・整備・活用に対する関心と理解を深め、積極的に里山活動に参加する意欲を高められるよう、「里山の日」を中心に開催しています。

し、県民への理解を図るとともに、「里山情報バンク」制度により整備を必要とする里山の情報の収集とホームページ等による提供を行っています。

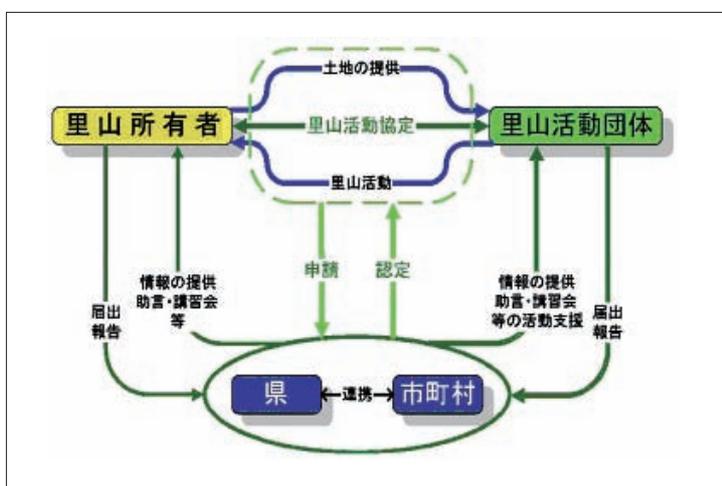
その結果、18年現在、土地所有者と里山活動団体との間で65件の里山活動協定が締結され、県がこれを認定いたしました。

・里山活動協定の仕組み

里山条例に基づき、土地所有者と里山を利用する団体との間で結ばれた協定を、知事が認定します。

協定の内容には、①活動区域、②協定の期間、③活動内容などを盛り込むことが必要です。

また、多くの県民が里山に対する関心や理解を深めるよう、里山条例で定めた「里山の日」（5月18日）の行事として、「里山フェスティバル」を開催しています。



18年には、八千代市において「里山シンポジウム」を市民団体が主体となり開催したほか、市町村や里山活動団体の協力により、県内各地において「里山体験」が行われました。

この他にも、里山活動団体のネットワーク組織である「ちば里山センター」と連携して、県民や企業の里山活動への参加を促進しています。

ウ 外来種対策

外国や国内の他の地域から人によって持ち込まれた外来種は、もともとそこに住んでいた種（在来種）との競合やその捕食、在来近縁種との交雑などによる地域固有の生態系への影響が問題となっています。

このため、生態系への影響や、人の生命・身体や農林水産業への被害を防止する目的で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（略して「外来生物法」。



カミツキガメ

北米原産で、日本にはペットとして多数の幼体が輸入されました。現在、印旛沼とその周辺の河川に生息しており、繁殖も確認されています。成長すると甲羅の長さが50cmにもなります。雑食性で、在来のカメと比べて産卵数が多いことなどから、在来種への影響が懸念されています。（写真：小林頼太）

法では外国から持ち込まれた種だけが対象。)が制定され、特に生態系等に被害を及ぼすものとして「特定外来生物」が指定されました。

「特定外来生物」は輸入はもちろん、飼養、栽培、保管、運搬、野外に放つことが禁止され、また、国や県等が必要に応じて防除を行います。「特定外来生物」には現在83種類の生物が指定されており、そのうち千葉県で生息が確認されている種は次の22種です。

千葉県で確認された「特定外来生物」(22種)	
哺乳類	アカゲザル、アライグマ、キョン、マスカラット
鳥類	ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
魚類	チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、カダヤシ、ストライプトバス
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ
植物	ナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ



アライグマ

北アメリカ原産で、ペットとして飼育されていたものが、逃走・遺棄により各地で野生化しています。千葉県では1990年代に定着しました。農作物被害のほか、住宅等の屋根裏に住みついて問題になっています。



キョン

中国南東部や台湾原産の小型のシカで、1980年頃より房総半島において野生化した個体が確認されており、房総半島南東部の勝浦市、鴨川市などに定着しています。

県では、これらの特定外来生物の内、既に生態系への影響等が懸念されるアカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメなどについて、生息状況や被害状況を調査するとともに、防除対策を検討し、一部では防除を実施しています。

エ 生物多様性地理情報データベースの構築

生物多様性保全の諸施策を展開するためには、海域を含む県全域における動植物の分布情報をデータベースとして整理する必要があります。そのうえで生物多様性の保全上重要な地域の抽出や、希少種・外来種の分布変動の把握等を行う必要があります。このため、県内の動植物の分布情報を地理情報データベースとして整備・活用します。18年度は基本設計を行います。

オ 自然公園における保全と利用のあり方に係る調査検討

県内には、国定公園2地域（水郷筑波と南房総）と県立自然公園8地域が指定されていますが、公園の指定を受けた区域内やそのすぐ外側において、公共事業や民間事業も含め様々な開発事業が行われており、その適正な指導が課題となっています。また、自然公園は生物多様性保全の観点から重要な地域と考えられますが、そのような観点からも自然公園のあり方を見直す必要があります。

さらに、県立自然公園については、認知度が低く、公園利用のための情報提供なども必ずしも十分ではないなどの課題があります。



印旛沼

印旛沼とその周辺は県立印旛手賀自然公園に指定されていて、広々とした田園風景を眺めることができます。カモ類、サギ類など水鳥の楽園としても知られています。また、沈水植物などの水生植物の宝庫でしたが、近年の水質の悪化により激減しています。環境の悪化や開発から生物多様性を保全・回復することが課題となっています。



九十九里浜

全長66kmにも及ぶ弧を描いた砂浜は、わが国を代表する砂浜であり、県立九十九里自然公園に指定されています。ハマヒルガオなどの海浜植物群落が広がり、コアジサシやアカウミガメの産卵地にもなっています。江戸時代にはイワシ漁で大変賑わい、今は海水浴やマリンスポーツが盛んです。砂浜の退行や地球温暖化による海面上昇の影響が心配されています。

そこで、これらの課題に対処し、今後の自然公園のあるべき姿を探るため、18年度は各自然公園について生物多様性の現状や、保全及び利用すべき景観・動植物・民俗文化資源等の現状や問題点などを調査し、今後の自然公園のあり方について検討していきます。